

C 不審者対応マニュアル

1. 1次対応（不審者発見時の対応）



<発見者>



- 校内にいる教職員以外の人物に声をかける。
- 不審者と判断したら、直ちに近くの職員に知らせる
- 不審者を教室から離すよう誘導する。



警察

<近くの職員>

- ※校長、副校長への連絡および負傷者がある場合、養護教諭への連絡する
- 非常ベルや警笛を鳴らす。
- 授業者は児童の安全を確保（避難・誘導・応急処置）し授業者以外の職員は現場に向かい複数人で不審者対応をする。
- 防火扉等を利用し、不審者と児童を遮断する。

負傷者

応急手当

養護教諭  
※医療機関へ  
連絡付き添い



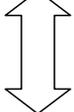
職員室・事務室

- 侵入場所へ駆けつける（複数の職員）
- 非常通報装置を押す（学校110番）
- 非常放送（児童の避難・誘導指示）
- 現場の情報収集を行う

※養護教諭への連絡	※医療機関への連絡
※警察への連絡	※教育委員会への連絡

校長・副校長  
全職員

連絡      指示



避難場所  
体育館や校庭等、または校長が指示する場所

非常放送による指示

各教室

- 非常放送の指示を受け、避難等する。
- 場合によっては校外へ2次避難をする。
- 児童の避難・誘導（授業担当者、応援職員）

教育委員会  
指示、協議  
支援

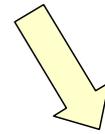
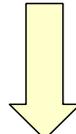
※警察への通報

110番通報または、非常通報装置（学校110番）を運用するが、運用に当たっては原則として校長または副校長が判断する。

## 2. 2次対応（事件直後の対応）

### 《緊急対策会議》

- 情報収集・状況の把握
- 協議・決定、伝達・指示
- 負傷者の確認・医療機関への搬送
- 児童の安全管理・保護者への引き渡し、下校
- 警察との連絡      □教育委員会との連絡
- 保護者との連絡    □マスコミへの対応



### 《救急措置》

#### 教務ライン統括 （主幹Ⅰ）

- 応急処置  
（発見者・養護）
- 医療機関への搬送、  
連絡調整（養護）
- 負傷者の人数・氏名・  
程度等の把握（養護）
- 負傷した児童の保護者  
への連絡・対応（担任等）

### 《児童管理》

#### 生活指導ライン統括 （主幹Ⅱ）

- 安全管理（担任）
- 避難・誘導（教員）
- 引渡しや下校の指揮  
（生活指導主任）

### 《情報管理》

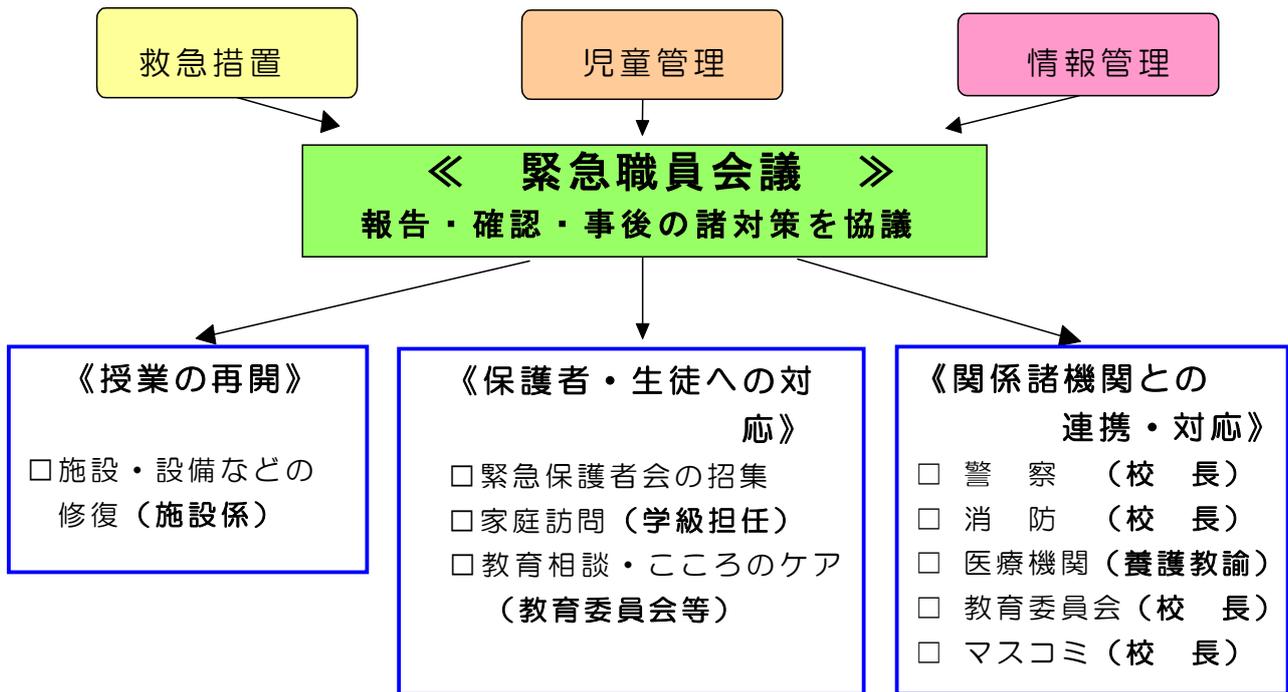
#### 学校経営ライン統括 （副校長）

- 情報収集・状況の  
把握・伝達・記録  
（経営主任）
- 警察・教育委員会・マスコミ  
への対応（校長）
- 保護者・地域への対応  
（副校長）
- 連絡メール（備りダー等）

※校長等不在の場合

役職	代理①	代理②	代理③
校長	副校長	主幹Ⅰ	主幹Ⅱ
副校長	経営主任	事務	副校長補佐
主幹Ⅰ	保健主任	研究主任	算数主任
主幹Ⅱ	特活主任	体育主任	図書主任

### 3. 3次対応（事件後の対応・措置）



### 4. 児童の避難誘導

1 教職員の誘導體制	
副校長（又は主幹）	非常放送（避難場所の指示）
授業担当者	児童の誘導、安全確保
授業のない教員	校内残留児童の確認・誘導
2 発見時間及び場所による避難誘導	
授業中	授業担当者は、非常放送があった場合、事件発生場所（危険場所）を避けた避難経路を確認し、直ちに児童を安全な場所へ避難・誘導する。
休み時間	原則として、 <u>学級担任又は次時の授業担当者</u> は、非常放送を受け、事件発生現場を迂回する経路を確認し、児童の避難・誘導にあたる。

## 5. 教職員等の主な役割

※発見者・・・不審者を教室から離すよう誘導するとともに、近くの職員に知らせる。明らかに危害を加えようとしている場合は、大きな声を出したり、非常ベルや警笛を使ったりして近くの職員に知らせる。知らせたを受けた職員は、校長・副校長・養護教諭へ連絡するとともに、不審者への対応や児童の安全確保に分かれて対応する。

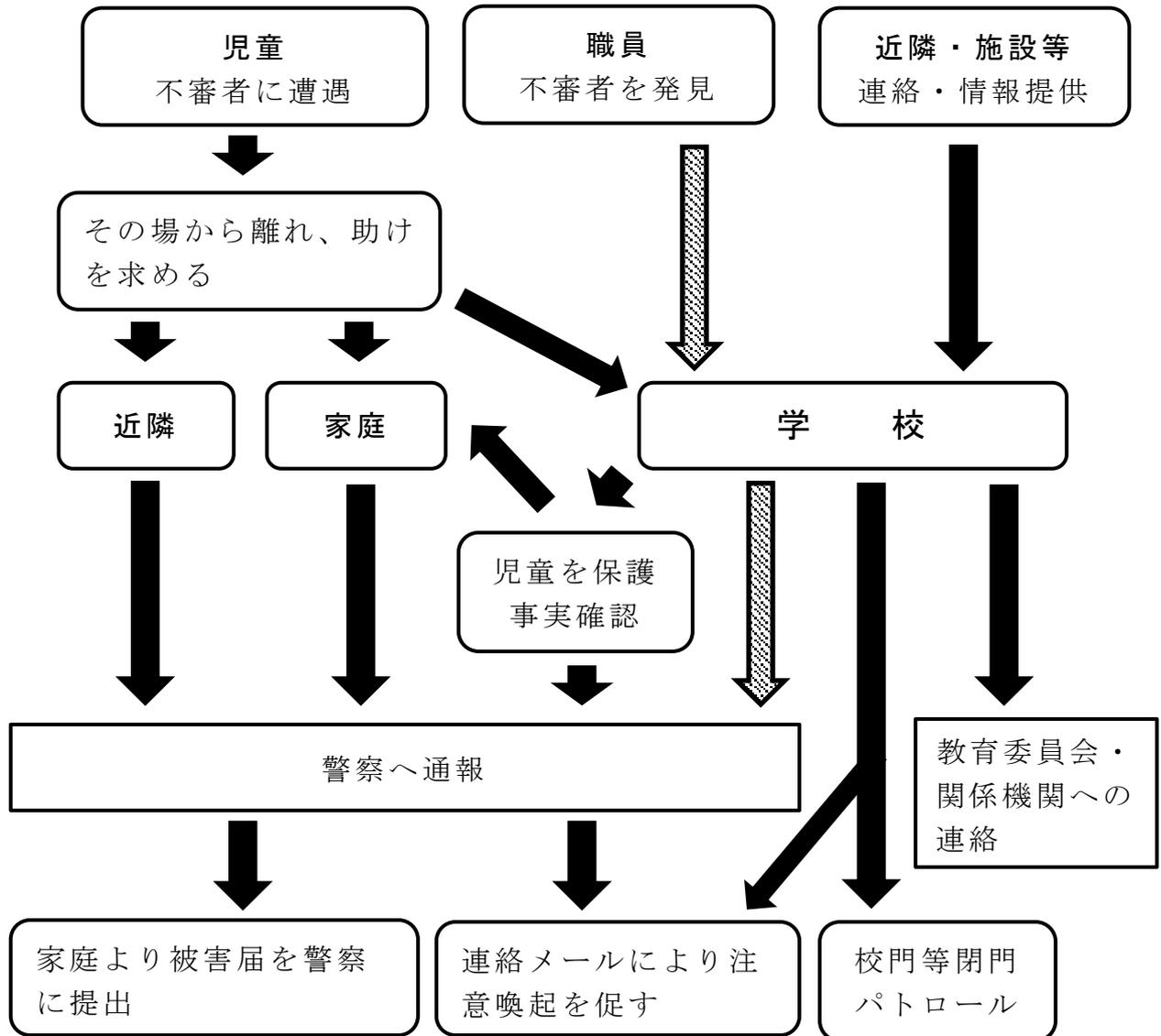
係	担 当	主 な 役 割
総指揮	校 長	対応方針の決定、校内の総括・指揮、 教育委員会への報告、警察・マスコミ対応等
通報連絡	副校長 (副校長補佐)	非常放送(避難指示)、関係機関、保護者・PTA等への対応、校外からの連絡窓口の一本化、事務的な対外折衝等
	経営主任 (事務)	情報収集、状況の把握・記録伝達(副校長を補佐)、 緊急保護者会の企画
避難誘導	生活指導主任	児童の避難誘導及び人員確認、安全確保、 下校や集団下校・引渡しの指揮、 状況説明と動揺を防ぐための全校集会の準備
	担任等職員	児童の安全確保・避難誘導、保護者への連絡、 学級の児童の不安や動揺の解消等
防 御	避難誘導以外の職員	不審者への対応、施設設備の修復、 担任不在の学級への援助、児童の安全確保
救 護	保健主任 教務主任等	応急措置、負傷者の状況把握、医療機関への連絡・付添 健康状態の把握、心のケア

## 6. その他の対応<緊急時の連絡体制>

《不審者対応における緊急時の連絡体制の整備》

- 校長は、随時、状況を教育委員会指導室に報告するとともに指示に従う。
- 校長は、教育委員会と協議のうえ、児童の早期下校や休校等について決定し、保護者に連絡する。
- 負傷者が発生した場合、速やかに応急措置や救助にあたりるとともに、保護者へ連絡する

## 7 登校時・放課後等における不審者対応



連絡メールの発信について（優先順位）

- ①校長または副校長より発信
- ②主幹教諭より発信
- ③主任教諭その他職員より発信

管理職が不在のときは、以下の手順で対応する。

- ①対応した職員が、管理職に緊急連絡（電話・メール等）をとり、指示を受ける。
- ②主幹教諭がいる場合は、主幹教諭の指示のもと対応する。
- ③管理職・主幹教諭ともに連絡が取れない場合は職員が対応し、その後、管理職に報告する。

**緊急通報マニュアル**

## 1. 警察を要請する場合（不審者等）

◎ 「110」・「学校110番」

または「3674-0110(小松川警察署)」

「不審者が侵入しています。」

「江戸川区立江戸川小学校です。」

「（住所は）江戸川区江戸川 1-1-16」

「（電話番号は）03-3670-6007」

「目標物は江戸川清掃工場です。」

「状況は\_\_\_\_\_、不審者の状況は\_\_\_\_\_、  
刃物等は\_\_\_\_\_、けが人は\_\_\_\_\_名、

## 2. 救急車を要請する場合

◎ 「119」

・「こちら消防庁。火事ですか、救急ですか。」

「救急です。」

「江戸川区立江戸川小学校です。」

「住所は江戸川区江戸川 1-1-16」

「電話番号は、03-3670-6007」

「けが人(病人)は〇年生、〇名です。」

「症状、けがの状態は\_\_\_\_\_」

正門（東門）を開門し、救急車を校庭へ誘導する。